

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金（以下「補助金」という。）の交付について、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象及び補助対象者)

第2条 乙訓私立幼稚園協会が行う、幼児教育の教育研究費用に対する経費について、乙訓私立幼稚園協会の代表者（以下「代表者」という。）に予算の範囲内において補助する。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする代表者は、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、市長に申請しなければならない。

(1)乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金事業計画書（様式第2号）

(2)乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金収支予算書（様式第3号）

(3)乙訓私立幼稚園協会役員名簿（様式第4号）

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付決定通知書（様式第5号）により、代表者に通知する。

(実績報告)

第5条 補助金の交付の決定を受けた代表者は、当該事業の完了後20日以内又は当該年度の3月末日までに、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金にかかる事業終了報告書（様式第6号）に、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金事業報告書（様式第7号）及び乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金収支決算書（様式第8号）を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の

交付の決定の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金確定通知書（様式第9号）により、代表者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 補助金の確定通知を受けた代表者は、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金請求書（様式第10号）により、市長に請求するものとする。

2 代表者は、前項の規定にかかわらず補助金の交付決定通知を受けた後、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金概算交付請求書（様式第11号）により概算交付の請求をすることができる。この場合において、交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（証拠書類の整備）

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、補助金交付事業にかかる書類を整備しておかなければならない。なお、市長は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、書類の提出を求めることができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、代表者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させなければならない。

2 市長は、第7条2項の規定により補助金概算交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、設置者に対して、その差額を返還させなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条 関係）

年 月 日

長 岡 京 市 長 様

協 会 名

代 表 者 名

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付申請書

年度乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金として、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付要綱第 3 条の規定により、下記の金額を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 添付書類

- （ 1 ） 乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金事業計画書（様式第 2 号）
- （ 2 ） 乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金収支予算書（様式第 3 号）
- （ 3 ） 乙訓私立幼稚園協会役員名簿（様式第 4 号）

様式第2号（第3条関係）

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金事業計画書

協会代表者名

実施予定 年・月	事業内容	事業に要する経費	備考

※ 4月から翌年3月31日までに実施する事業を記入すること。

様式第3号（第3条関係）

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金収支予算書

協会代表者名

収 入

科 目	本年度予算額	摘 要
市補助金	円	
協会自己資金	円	
合 計	円	

支 出

科 目	本年度予算額	摘 要
	円	
合 計	円	

様式第4号（第3条関係）

乙訓私立幼稚園協会役員名簿

協会の 事務所	所在地	電話

役職名	氏名	所在地	電話

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金を受けている団体が連合体の場合は、各単位団体の長について下記へ記入してください。

長岡京支部			
向日支部			
大山崎支部			

年 月 日

協会名

代表者名

様式第5号（第4条関係）

第 年 月 日 号

乙訓私立幼稚園協会
様

長岡京市長

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金について、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付します。

記

交 付 決 定 金 額 金 円

※事前に乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金の交付を受ける場合は、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金概算交付申請書（様式第11号）を提出すること（乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付決定通知書の写しを添付すること）

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

協会名

代表者名

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金にかかる事業終了報告書

年 月 日付で交付決定通知を受けた標記の補助金についての事業を完了したので、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 完了年月日 年 月 日

2. 添付書類

(1) 乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金事業報告書（様式第7号）

(2) 乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金収支決算書（様式第8号）

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金事業報告書

協会名

代表者名

次のとおり事業を実施したので報告します。

実施 年月日	事業内容	事業に要する経費 (円)	備 考
合計			

(別紙)

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金支出内訳

(単位：円)

実施日	事業名	経費
合計		

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金収支決算書

協会名
代表者名

収 入

（単位：円）

科 目	当初予算額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

※収入は、長岡京市の補助金額が明確にわかるように記入してください。

支 出

（単位：円）

科 目	当初予算額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

様式第9号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定をした乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金について、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額	金	円・・・a
交付決定額	金	円
概算交付済額	金	円・・・b
要返還額（a-b）	金	円

